

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取 締 役 社 長 北村 邦太郎
(コード番号： 8309 東名)
問合せ先 総 務 部 長 親 家 幸 造
(T E L : 03-6256-6000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 4 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 26 年 10 月 1 日付で第 1 回第七種優先株式 109,000,000 株を取得し、同日付で消却しておりますので、同株数相当を当社発行可能株式総数より差し引く修正を行うとともに、第 1 回第七種優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (2) 自然災害やその他不測の事態に備え、株主総会の開催地を限定する現行定款第 23 条第 2 項を削除するものであります。
- (3) 事業のグローバル化の進展や国内外の金融規制強化等による今後の経営環境の変化に迅速に対応するための体制の強化、及び適切なコーポレートガバナンスの確立を目的として、取締役の選任枠を確保しておくため、定款上の員数の上限を 10 名以内から 15 名以内に変更するものであります。
- (4) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による責任限定契約の締結対象者の拡大を当社定款に反映するため、現行定款第 40 条及び第 49 条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 40 条の変更の議案を本株主総会に提出することに関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 補欠監査役の選任決議の効力について、第 44 条を新設するものであります。
- (6) その他、上記各変更に合わせて条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) (予定)

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>9,009,000,000株</u>とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 100,000,000 株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 100,000,000 株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」といい、<u>第1回第七種優先株式、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式</u>と併せて「優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 200,000,000 株をそれぞれ超えないものとする。</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>8,900,000,000株</u>とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 100,000,000 株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 100,000,000 株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。) および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」といい、<u>第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式</u>と併せて「優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は併せて 200,000,000 株をそれぞれ超えないものとする。</p>
<p>普通株式 8,500,000,000株</p> <p><u>第1回第七種優先株式 109,000,000株</u></p> <p>第1回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第2回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第3回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第4回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第1回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第2回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第3回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第4回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第1回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第2回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第3回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第4回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第1回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第2回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第3回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第4回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第1回第十二種優先株式 100,000,000株</p>	<p>普通株式 8,500,000,000株</p> <p>(削除)</p> <p>第1回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第2回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第3回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第4回第八種優先株式 100,000,000株</p> <p>第1回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第2回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第3回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第4回第九種優先株式 100,000,000株</p> <p>第1回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第2回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第3回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第4回第十種優先株式 200,000,000株</p> <p>第1回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第2回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第3回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第4回第十一種優先株式 100,000,000株</p> <p>第1回第十二種優先株式 100,000,000株</p>

現行定款	変更案
<p>第2回第十二種優先株式 100,000,000株 第3回第十二種優先株式 100,000,000株 第4回第十二種優先株式 100,000,000株 第1回第十三種優先株式 100,000,000株 第2回第十三種優先株式 100,000,000株 第3回第十三種優先株式 100,000,000株 第4回第十三種優先株式 100,000,000株 第1回第十四種優先株式 100,000,000株 第2回第十四種優先株式 100,000,000株 第3回第十四種優先株式 100,000,000株 第4回第十四種優先株式 100,000,000株 第1回第十五種優先株式 200,000,000株 第2回第十五種優先株式 200,000,000株 第3回第十五種優先株式 200,000,000株 第4回第十五種優先株式 200,000,000株 第1回第十六種優先株式 200,000,000株 第2回第十六種優先株式 200,000,000株 第3回第十六種優先株式 200,000,000株 第4回第十六種優先株式 200,000,000株</p>	<p>第2回第十二種優先株式 100,000,000株 第3回第十二種優先株式 100,000,000株 第4回第十二種優先株式 100,000,000株 第1回第十三種優先株式 100,000,000株 第2回第十三種優先株式 100,000,000株 第3回第十三種優先株式 100,000,000株 第4回第十三種優先株式 100,000,000株 第1回第十四種優先株式 100,000,000株 第2回第十四種優先株式 100,000,000株 第3回第十四種優先株式 100,000,000株 第4回第十四種優先株式 100,000,000株 第1回第十五種優先株式 200,000,000株 第2回第十五種優先株式 200,000,000株 第3回第十五種優先株式 200,000,000株 第4回第十五種優先株式 200,000,000株 第1回第十六種優先株式 200,000,000株 第2回第十六種優先株式 200,000,000株 第3回第十六種優先株式 200,000,000株 第4回第十六種優先株式 200,000,000株</p>
<p>第7条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 優先株式</p>	<p>第3章 優先株式</p>
<p>第12条 (優先配当金)</p>	<p>第12条 (優先配当金)</p>
<p>当社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>	<p>当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>
<p>第1回第七種優先株式</p>	<p>(削除)</p>
<p>1株につき、年42円30銭</p>	
<p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p>	<p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p>
<p>1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>	<p>1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>
<p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p>	<p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p>
<p>1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>	<p>1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 13 条 (優先中間配当金) 当社は、第55条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第 1 回第七種優先株式</u> <u>1 株につき、年21円15銭</u> 各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1 株につき、優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>	<p>第 13 条 (優先中間配当金) 当社は、第56条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1 株につき、優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>
<p>第 14 条 (優先臨時配当金) 当社は、第54条第 2 項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭(以下「優先臨時配当金」という。)を支払う。ただし、当該配当の基準日(以下「臨時配当基準日」という。)前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第 1 回第七種優先株式</u> <u>1 株につき、経過期間相当額(臨時配当基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から臨時配当基準日(同日を含む。))までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。))をいう。)</u> 各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1 株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>	<p>第 14 条 (優先臨時配当金) 当社は、第55条第 2 項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭(以下「優先臨時配当金」という。)を支払う。ただし、当該配当の基準日(以下「臨時配当基準日」という。)前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1 株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>
<p>第 15 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 15 条～第 18 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 19 条（金銭を対価とする取得条項） 当社は、各種類の第八種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該種類の優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p><u>2 当社は、第 1 回第七種優先株式については、平成 26 年 10 月 1 日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1 株につき 1,000 円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を 365 で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</u></p> <p><u>3 前二項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</u></p>	<p>第 19 条（金銭を対価とする取得条項） （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>2 前項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p>
<p>第 20 条～第 22 条 （条文省略）</p> <p>第 4 章 株 主 総 会</p>	<p>第 20 条～第 22 条 （現行どおり）</p> <p>第 4 章 株 主 総 会</p>
<p>第 23 条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3 月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>	<p>第 23 条（招集） （現行どおり）</p> <p>（削除）</p>
<p>第 24 条～第 29 条 （条文省略）</p> <p>第 30 条（種類株主総会） <u>第 23 条第 2 項、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>第 24 条～第 29 条 （現行どおり）</p> <p>第 30 条（種類株主総会） 第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>第 31 条（取締役の数） 当社には取締役<u>10</u>名以内を置く。</p>	<p>第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>第 31 条（取締役の数） 当社には取締役<u>15</u>名以内を置く。</p>
<p>第 32 条～第 39 条 （条文省略）</p> <p>第 40 条（社外取締役との責任限定契約）</p>	<p>第 32 条～第 39 条 （現行どおり）</p> <p>第 40 条（取締役との責任限定契約）</p>

現行定款	変更案
<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 41 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 44 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>第 49 条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第 50 条～第 51 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 52 条～第 56 条 (条文省略)</p>	<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 41 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 44 条 (補欠監査役の選任決議の効力)</u></p> <p><u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 45 条～第 49 条 (現行どおり)</p> <p>第 50 条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第 51 条～第 52 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 53 条～第 57 条 (現行どおり)</p>

以上